

明石海峡大橋開通 10 周年記念

第 16 回合同野営大会

(スカウトの祭典 Hyocam. 2008)

## 安全管理ハンドブック



平成 20 年 5 月 17 日作成

日本ボーイスカウト兵庫連盟

## 目 次

1. 総 則 -----	2
1) 基本原則 -----	2
2) 安全管理の組織と業務-----	2
3) 安全会議 -----	3
2. 野営生活における安全管理-----	3
1) 基本 -----	3
2) 野営管理-----	3
3) 天候による対策-----	5
3. プログラム活動における安全管理-----	7
1) 基本 -----	7
2) 安全管理の方法-----	7
3) 安全指導について-----	8
4. 事故対策 -----	8
1) 緊急連絡先-----	8
2) 参加隊長の確認事項-----	9
3) 事故発生時的一般原則-----	9
4) 応急手当の一般的注意事項-----	9
5) 事故処理-----	10
6) 重大事故の処理-----	10
7) 緊急対策本部の構成員-----	11
8) 部外発表-----	11

この「ハンドブック」は、日本連盟の「14NJの安全管理ハンドブック」をもとに修正を加えて作成したものです。

## 1. 総 則

### 1) 基本原則

- (1) 安全はすべてに優先する。自分の安全は自分で守り、また、定められたルールや注意事項を守って、参加者一人ひとりが健康安全と事故の発生防止に努め、楽しく快適な野営生活を送れるよう心がける。
- (2) スカウトは、他の参加スカウトと協力して、互いの安全を確認し、助け合って活動するとともに、所属隊長および関係指導者の指示に従って行動する。
- (3) 一瞬の気の緩みが取り返しのつかない事故につながります。十分注意をして行動する。
- (4) 指導者は集散の移動および大会期間中を通じて、常に安全指導・安全管理について万全の配慮をする。また定められた注意義務を履行し安全確保が習慣化されるように指導する。
- (5) 参加者が自己の不注意または違反行為が原因で事故を起こした場合は、保険金の支払われないことがある。

### 2) 安全管理の組織と業務

合同野営大会の安全管理に関する事を掌握するために大会期間中に、統括安全管理者・安全管理者・S C安全管理者・プログラム安全管理者（以上、一括して「管理者」と称す）ならびに安全係を置く。

管理者および安全係は、安全に関する助言と勧告を行うとともに、責任者の指示に基づいて指導、監督を行う。（安全管理組織図を参照）

名 称	担 当 者	役 务
統括安全管理者	野営長	大会期間中の全ての安全管理に関する事項を統轄する。
副統括安全管理者	指名された副野営長	統括安全管理者を補佐する。
安全管理者	野営本部長	全てのサブキャンプの安全管理に関する事項を総括する。
	運営本部長	運営本部の安全管理に関する事項を総括する。
	プログラム部長	本部プログラム（開閉会式、宗教儀礼、大営火）の安全管理に関する事項を総括する。
S C安全管理者	S C野営区長	各サブキャンプの安全管理に関する事項を指導監督する。
プログラム 安全管理者	101 活動プログラム担当者	各担当プログラムの安全管理に関する事項を指導監督する。
安全係	参加隊で指名された隊指導者	参加隊の生活面、プログラム面全体の安全管理を担当する。

### 3) 安全会議

#### (1) 統括安全会議

統括安全管理者は、必要に応じて管理者を招集し、自ら議長となって開催する。

#### (2) 安全会議

各管理者は、必要に応じて下位の管理者および安全係を招集し、自ら議長となつて開催する。

## 2. 野営生活における安全管理

### 1) 基 本

(1) 安全で快適な野営生活を送るには、指導者・スカウトとも予想される危険の予防に努め、安全を先取りすることが重要である。

(2) 参加者は野営日課を厳守し、食事・睡眠・排泄・更衣・清潔等の基本事項を身につけ、健康に留意した快適な生活環境の保持と時間の管理により、節度ある野営生活を送る。

- ① 野営大会出発まで規則正しい生活を送り、体調を整える。
- ② 出発前1週間の健康状態に異常がないかを確認する。
- ③ 大会期間中をとおして定時に健康調査を行う。
- ④ 健康と安全の基本となる洗顔、手洗い、水浴び、着替えを励行する。
- ⑤ 肌着の洗濯、衣類・寝具類の乾燥、テント内外の乾燥に留意する。
- ⑥ 活動中は常にIDカードと健康保険証のコピーを所持し、緊急の場合にはすぐに連絡や対応ができるようにする。

#### (3) 正しい用具の使用

- ① 設営のための用具の使用は、平素の訓練の成果を示すよい機会であることを念頭において行う。
- ② 包丁、ナタ、斧、ナイフ等の刃物の正しい扱い方と安全管理を徹底し、刃物による傷を負わないように特に注意する。

#### (4) 水道施設管・電線等への注意

水道管施設標識の両側1m以内にテントのペグ、棒類を打ち込まない。また、GHQ・SC地域に配線する電線等に注意する。

### 2) 野営管理

#### (1) 交通安全

会場内には場内管理車両や配給物資の運搬等各種の業務用車両が通行するので、交通安全に充分注意する。

## (2) 食中毒の防止：食中毒予防の3原則

食中毒の大部分は細菌によるもので、食中毒を防ぐには、次の3つのことについて注意する。

- ① 清潔の原則（食中毒菌をつけない）
- ② 温度の原則（食中毒菌を殺す）
- ③ 迅速の原則（食中毒菌を増やさない）

この3原則をもとに「食品の保存」から「残った食品」までについて、食中毒を予防するための5つのポイントを守ること。

- ① 食べ物を保存するときは
  - (ア) 食材料は、腐敗や変質を防止するために、一時保管場所にはフライテント等を設置して直射日光や雨があたらないように配慮する。
- ② 料理を始める前に
  - (ア) かならず手を洗う
  - (イ) 調理を始める前にもう一度、調理台、調理器具を点検する。
- ③ 料理をするとき
  - (ア) 加熱して調理をする食品は十分に過熱する。
  - (イ) 包丁、食器、まな板、ふきん等は、使った後すぐに洗剤と流水でよく洗う。
- ④ 食事をするとき
  - (ア) 食卓につく前に手を洗う。
  - (イ) 清潔な手で、清潔な器具を使い、清潔な食器に盛りつける。
  - (ウ) 少しでも怪しいと思ったら、口に入れず捨てる。
  - (エ) 生水はそのまま飲用水とせず、煮沸して麦茶、湯冷まし等にして飲む。
- ⑤ 食べ物が残ったとき
  - (ア) 残った食品は、できる限り廃棄する。

配給の食材料が変質したり、味が変わっていたりした場合には、直ちに調理を中止して、S Cの配給担当に届け出て担当者の指示に従う。

## (3) 害虫・毒草木の被害防止

ブヨ、蚊、ハチ、ダニ、セアカゴケグモ等による被害防止には、状況に適した長袖、長ズボン等の服装と初期治療（石鹼水と流水で皮膚を充分に洗浄し、冷湿布を施す）によって被害の防止と症状の緩和に心がける。

◇特に注意すること

\*毒蛇に咬まれた場合：マムシ、やまかがし等有毒の蛇に咬まれても、すぐに生命の危険が迫るわけではない。先ず安静にして、咬まれた所よりも心臓に近いところに止血処置を施してから最寄りの救護所で処置を受ける。

\*暑いからといって半袖・半ズボンで藪や雑草地に入ることは避ける。

#### (4) 火 災

- ① 参加隊やSC、GHQは、火気の取り扱いおよび火災発生の防止に万全の注意を払う。
- ② 火災が発生した場合は、直ちに周囲に伝えるとともに応急消火に努め、SC野営管理担当に通報する。

#### (5) キャンピング用灯火の使用

今大会ではこれまでと同様、テント内でのロウソク等の裸火の使用を禁止する。テント内での照明については、電池等を使用した灯火を使用する。

各隊（班）の食堂等の灯火としては、これまで同様「液体燃料（ホワイトガソリン・灯油）」や「ガスボンベ」等を使用した灯火の使用も可能であるが、その取り扱いには十分に注意する。

#### (6) 塵 芥

- ① 野営会場には予め不要なものは持ち込まないように配慮し、残材やゴミは最少限にするようとする。
- ② 会期中は生活環境を良好に保つため、GHQ野営管理部やSC野営管理担当の指示に従い塵芥を分別してSC毎に指定する場所に集積する。

#### (7) 会場使用にあたっての注意

大会会場は、一般に無料開放されている都市公園で、特別に許可を得て実施する野営であり、一般利用者が多数来場されると思われますので節度ある行動を心がけてください。プログラム地域・アリーナ地域およびGHQ・SC野営区隣接地には、野営使用地域として許可を受けていない所もありますので、プログラム活動で移動時には他に迷惑となるような行動はつつしません。

#### (8) 共同使用施設

会場内に設けられた水道・洗濯場・シャワー場・便所等は共同で使用する場所であり、お互いに清潔に使用するように心がける。特に既設の便所は一般の公園来場者も利用されるので特に清潔に心がける。

### 3) 天候による対策

#### (1) 熱中症・日焼けの防止

熱射病（日射病）、熱疲労、熱けいれんを総称し、熱中症という。いずれも、高温環境下に長時間立っていたり、作業していたりするときに起こり、体温調節や血液の流れが阻害され、熱が発散せず、いわゆる「うつ熱」と水分および塩分の欠乏が原因である。日常よく出会う日射病は、頭部または頸部に長時間、直射日光を受けた場合に起こる。

また、過度の日焼けは体力を消耗し、日射病や熱傷を起こし、最悪の場合は入

#### 2)-(9) ブタンガスの使用 実行委員会確認<sup>4</sup> (2008年2月2日, 5月17日)

班活動重視の視点から、班単位の食事準備に際しブタンガスを使用する場合も、常に十分配慮し、各隊で創意工夫すること。

院加療が必要な場合がある。晴天時は当然、曇りでも紫外線は強く、油断しているとすぐに重症になる場合がある。

- ① 首筋や背中を直接日光にさらさないよう、作業帽と服装に注意する。
- ② 炎天下での作業に際しては、適時、日陰での小休止、水分、塩分の補給に配慮する。
- ③ 野営日課に基づき、食事と睡眠を十分にとる。

## (2) 雷対策

落雷の持つ巨大なエネルギーからみれば、人間の絶縁保護作用は皆無に等し区、落雷は、金属類を身に付けている、いないにかかわらず人そのものが電流の良導体であることを理解する。また、落雷は金属、非金属にかかわらず、高く突き出ているものに落ちやすい。

これらのことから、雷が発生した場合には次のことに留意する。

- ① 雲が接近して大粒の雨がともなうときは、雷雲がすぐ頭上にある。大粒の雨はヒョウやアラレになりそこねたもので、落雷直前を意味するので、直ちに安全地帯に退避する。
- ② 退避する場所は雷雲の進行方向とは逆の方向の山陰や、稜線より低い森林地帯を選ぶこと。屋根、水辺、広場、高い木の真下は危険。
- ③ 高いポールや樹木（樹木の場合は、枝先・葉先）から必ず2m以上離れる。2m以上の距離をとらず、また木の近くに立っていることは、平地に立っているよりも危険をともなう。ポールや樹木が4m以上の高さのときは、その根元から4m以内の範囲で姿勢を低くしてしゃがむ。（頂点を45度の仰角で見る範囲に入る。）

なお、送電線や配電線高の2倍幅の帶状域内も保護範囲となる。

- ④ 密集して歩かない。また、テント内でも密集せず、テントの支柱や屋外のポールからなるべく離れる。
- ⑤ 退避中の避雷姿勢は、両足を抱え込むようにしてしゃがみ、周辺の物体よりも頭を低くする。（頭部付近の電位を低くする。）

立っている状態の人間は、頭部付近の電位は約200ボルト。しゃがんだ時の電位は50ボルト以下になる。

- ⑥ 被害を小さくするために、頭部や胸（心臓近く）から上には絶対に金属類をつけない。ヘアピン・バッジ・眼鏡・ネックレス・ピアス・腕時計などは外してズボンのポケットに入れる。雨が降っていても傘はささない。

なお、金属類をはずしても少しも安全になったとはいえない。むしろ腕などに金属類をついていることによって人体表面に沿った放電を起こしやすく、体内方面への電流の流れを変え、身体の外側方向に導く働きをする場合もある。

## (3) 風雨対策

- ① 風雨に備え、キャンプサイトを設営する時から地形と水路をよく確認する。
- ② テント等の張り網は、気象の変化に対して絶えず張り具合を調整する。

- ③ 非常の場合に備えて個人装備品を整理し、濡れないように配慮する。
- ④ 台風や豪雨等によって野営生活が困難になった場合、または危険が予想される場合は、スカウトの安全を確保すると同時にSC本部に連絡し、その指示に従つて行動する。
- ⑤ 各SCは、緊急避難に備えてSC内に緊急集合場所を指定して、参加隊長に周知を図る。

#### (4) 濃霧

霧が発生し視界が悪くなつた場合は、安全を確保したうえで、その場を動かさず晴れるまで待つ。

#### (5) 緊急退避

- ① SC野営区長は、台風や豪雨等によって野営生活が困難であると判断した場合は速やかに野営本部長に連絡して、その指示によって退避命令を発令する。
- ② 退避の指示を受けた参加隊は、時間の許す限りキャンプサイトを整理し、一部の指導者が残りし、事後の監視を行う。
- ③ 退避する参加隊は、寝具・個人携行品・すでに配給を受けた食料（非常食を含む）を取りまとめ、予め指示された緊急集合場所に移動する。
- ④ 退避者およびその退避先を把握するためにSC野営区長は退避用車両にSC要員を添乗させ、その状況を逐次大会本部に連絡させる。

緊急退避先は●●●●●とする。

### 3. プログラム活動における安全管理

#### 1) 基本

プログラム活動において事故を防止するには、関係者が方法、実施場所・施設、用具、人員等について、常に安全管理に即した対応をすることが求められる。また、参加者の安全管理に関する注意義務を十分につくすことが必要であり、それぞれの立場で事前の検討と実施にあたっての安全対策を講じなければならない。参加隊長は、かならず安全対策計画書を作成し、事前に安全対策を講ずる。

また班単位の活動時は、班長が安全対策を担う立場となるため、参加隊長指導の元、班内に安全係を設け、安全対策計画書（班活動）を作成するものとする。なお計画書の内容と考え方は同様であるが、承認過程に班長会議等を加えること等隊内の事情により修正を加えても良い。ただ最終承認者は参加隊長とする。

#### 2) 安全管理の方法

##### (1) 活動方法の安全管理

プログラム活動の実施にあたっては、段階を追つて、ゆとりを持って展開する。

活動は一般的には準備運動から始まり、主たる活動の展開、そして整理運動の順となるが、技術の難易度、実施時間の長短、時間等についても留意する。

#### (2) 場所の安全管理

- ① プログラム活動は、活動の目的に適合した施設で、周辺の状況を十分に把握したうえで実施する。事前に調査を十分に行い、緊急時に備えた対応策を整える。
- ② 場所の整備が不十分なために危険な状況が予測される場合には、一時活動を中止して、ただちに修復する。
- ③ 修復不可能な場合には、そのプログラムを中止する。
- ④ 気象条件が著しく悪化して危険な状況が予測される場合には、関係者と協議のうえ、そのプログラムを中止する。

#### (3) 用具の安全管理

プログラムに使用する用具は常に点検を行い、破損した用具は絶対に使用しない。

#### (4) 参加者の安全管理

活動の主体である人をめぐる安全管理は、身体の状況、心の状況等、複雑な要素を含む。このため、健康観察による的確な指示と、参加スカウトからの自主的な健康申告等により、小さな異常や変化の有無に気を配る。

### 3) 安全指導について

参加者一人ひとりに安全について理解させ、安全確保が習慣化するように指導し、次の事項について十分理解させる。

- ① 活動中は常に I D カードと健康保険証のコピーを所持する。
- ② ルールを守る。
- ③ 自分の活動に責任を持つ。
- ④ プログラムを正しく実施する。
- ⑤ 用具を正しく使用する。
- ⑥ 健康状態を正しく把握する。
- ⑦ 適正な服装との確な行動をする。

## 4. 事故対策

### 1) 緊急連絡先

参加者は、住所以外に緊急連絡先がある場合には、I D カードと健康調査書に、その連絡先と電話番号を記入しておく。

## 2) 参加隊長の確認事項

参加者の所属する参加隊長は、次の事項を確認する。

- ① 近親者・所属団・地区関係者への連絡先
- ② 帰宅を必要とするときは、その手続き・方法を、地区代表を通じて S C 総務担当と協議する。

## 3) 事故発生時の一般原則

内 容	方 法
被害者に対する措置	傷病の程度に応じて、人命救助、健康保全のための必要適切な処置を行う。
救護所への通報	「いつ・どこで・だれが・どうしたか」を通報し「今しなければならないこと」の指示を受ける。
搬 送	傷病の状況に応じて救護所に運び、医師の判断によって救護所から適当な医療施設に運ぶ。
証拠の保全・記録	現場写真の撮影、事情聴取、図面の作成、目撃者の所属・氏名の確認に留意する。
報 告	上位の管理者に、事故・災害の状況を報告してください。

## 4) 応急手当の一般的注意事項

指導者は、事前にかならずテキスト等にて応急処置法を再確認し、適切な処置を施し、参加者に不利益が被らないように常に知識を整理し、救急対応の心得をしておく。そして、救助にあたるものは、当事者の生命を救うため、沈着冷静・迅速・的確に次の処置をとる。

- (1) 意識の有無・傷の状態・症状等を考えて楽な姿勢で寝かせる。
- (2) 重度の傷病者は、意識の有無、呼吸の有無、心臓停止の有無、体温、頭部のケガの有無を調べる。
- (3) 一刻も早く手当てを要する傷病者を、素早く救急のための応急処置をする。
  - ① 出 血……………止血法
  - ② 呼吸停止……………気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、A E D（自動対外式除細動器）の使用
  - ③ 熱 傷……………水をかけて冷やす。衣服着用部位であれば衣服の上から水をかける
  - ④ 意識不明……………横向きに寝かせて誤飲防止、窒息防止、症状観察
  - ⑤ 捻挫・骨折……………固定して冷やす
- (4) 外気温や症状に応じて毛布等で保温する。
- (5) 以下の状況の場合には飲み物を与えない。

- ① 意識がない者
  - ② 頭部、胸部、腹部に損傷がある者（損傷の疑いを含む）
  - ③ 手術が必要と予測される者
  - ④ 吐き気のある者
  - ⑤ すぐに医師の診断が受けられる者
- (6) 搬送前に患者の様子をよく観察して緊急手当を施した後、患部、安静を要する部位を保護しながら、頭、肩、腰、大腿、下腿を支えて3人以上で運ぶ。

## 5) 事故処理

内 容	方 法
事故処理	事故の人身・対物を問わず、直ちに管理者に報告する。
人身事故	事故が人身に関わる場合、事故発生場所で業務に携わる指導者または安全係は、救護のため応急処置をとった後、事故報告の手続きをとる。
管理者の処置	事故の報告を受けた管理者は、直ちに上位の管理者に順次通報する。
重症、死亡事故 行方不明	発生事故が重症または死亡に至った場合、または参加者が行方不明となった場合に、統括安全管理者は大会長の名により緊急対策本部を設置し、GHQ総務部長に対して必要な事後処理を指示する。
事故処理の細部	<u>巻末事故対策図</u> を参照

重症または死亡事故発生に際しては、その近親者を現地にむかわせるための手配をSC総務担当経由でGHQ総務部を通じて行う。

## 6) 重大事故の処理

統括安全管理者は、重大事故発生に際しては、次のように処理する。

内 容	方 法
対策本部	事後処理のため、緊急対策本部を編成する。
事情聴取	事故に関わりのある指導者および救助に立ち会った関係者から詳細な事情説明を受ける。
救 助	必要と思われる救助活動に協力する。
連絡調整	被害者の所属隊長、地区委員長および所属SC並びに被害者がGHQ要員の場合は所属部長と密接な連絡を取り、事後処理の手続きをすすめる。

報告書	事故の状況およびその処理、その他援助を受けたこと等の報告書を作成し、速やかにS C・G H Q各部に伝達して、事故の再発防止に努める。なお、報告書には事故発生の責任の所在に関しては記載せず、明らかな事実のみを報告する。
中止勧告	安全のため必要と判断した場合は、大会長に対して大会の中止、または延期を勧告する。

## 7) 緊急対策本部の構成員

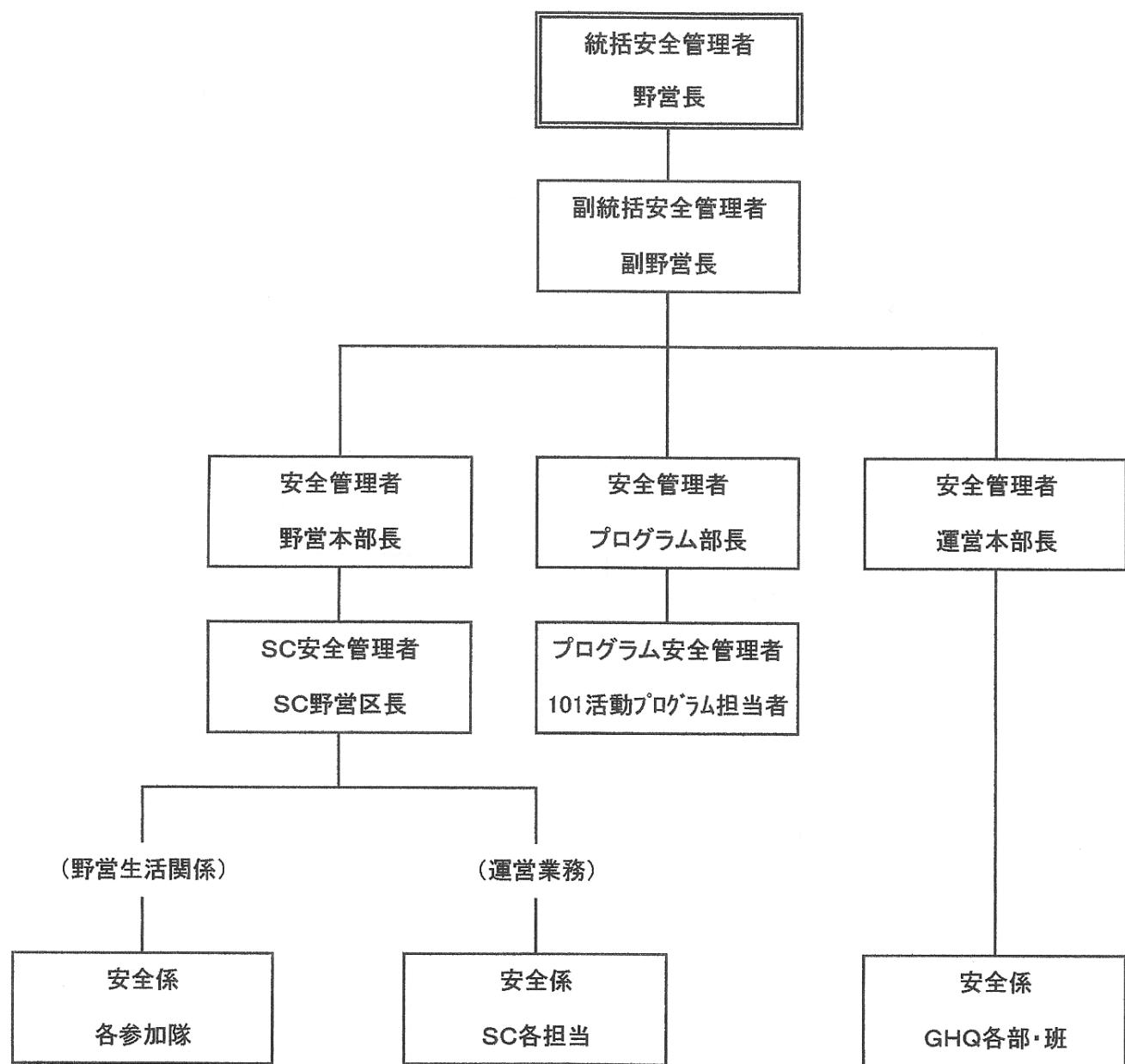
大会長の指名に基づいて、統括安全管理者が本部長となり、つぎの部員をもって緊急対策本部を構成する。

- 本 部 長 統括安全管理者（野営長）
- 副本部長 副統括安全管理者（副野営長）
- 部 員 野営本部長
- // 運営本部長
- // G H Qプログラム部長
- // 被害者の所属するS Cの安全管理者（S C野営区長）
- // 被害者の所属する副安全管理者（地区代表者）
- // 被害者がG H Q要員である場合はその所属長
- // G H Q総務部長
- // 事故発生場所を管轄するG H Q各部長
- // 大会本部担当者（兵庫連盟事務局長）

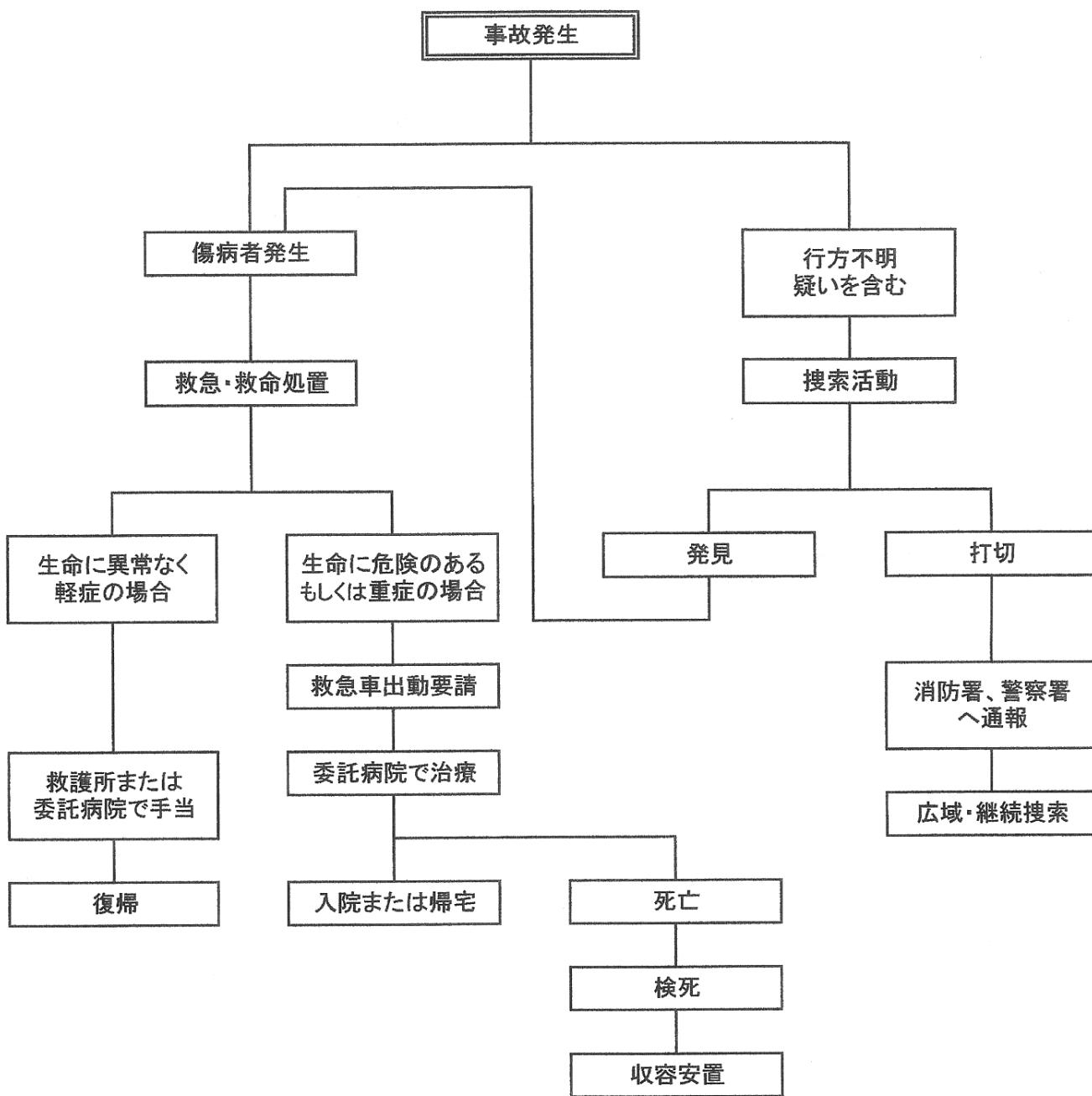
## 8) 部外発表

事故に関する部外への発表はその一切を、G H Q総務部を通じて行う。また、不注意な言動によって誤解を招かぬように、参加者全員の慎重な対応をお願いします。

付表-1 安全管理組織図



付表－2 事故対策図 A



付表-3 事故対策図 B

